

## 4) 法動態部門

水野 浩二（教授・法史学）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

スーパーグローバル大学計画(北大では HUCI として実施)における「教育の国際化」の一環として、昨年度より全学で実施されている Hokkaido Summer Institute に、昨年度に引き続き「日本法入門 Introduction to Japanese Law」(1 単位)を開講した。本研究科の藤原正則(民法)・小名木明宏(刑法)・山下竜一(行政法)・伊藤一頼(国際法)、ならびに高岡法科大学の小幡宣和の諸先生の協力を得て、英語による日本法概論の提供を行った。今年度は 11 名の外国人出席者(7 名は Hokkaido Summer Institute への海外大学からの参加者、4 名は HUSTEP 生)を得、前年度に比べ大幅に出席者が増加している。また、前年度同様、Thinkboard システムによる反転授業の試みを一部で実施し、効果を挙げる事ができた。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

数年来継続中の、明治民訴法期の当事者・職権関係についての研究を継続させた。大正民訴改正法のうち、職権証拠調(261 条)と当事者訊問(336 条)を中心とした起草・立法過程の議論を検討し、北大法学論集に公表した。

また、明治民訴法への「解釈」を判例・学説とは異なる形で示す史料たる、「実務向け文献」の検討を継続した。文献類型ごとの特徴を整理し、条文や理論を実際に使用する場面に引きなおした内容や、訴訟戦術など実務上の「裏技」が多々含まれ、判例・学説の検討からは分りえない部分の解明に有益な史料であることが明らかになった(次年度に公表予定)。

わが「実務向け文献」に影響を与えた、同時期ドイツの「実務向け文献」につき、ドイツ出張(マックス・プランク欧州法史研究所・ベルリン国立図書館)により、叙述の構成・内容を中心に調査を行った。

その他(教育活動ほか)

通常の教育活動として、「演習 I」(1 学期・2 学期)、「演習 II」(1 学期)、「法史学特別研究」(1 学期)、「ローマ法」(2 学期)、「専門外国語(ラテン語)」(2 学期)を開講した。

「教育の国際化」に関連する教育活動として、「Introduction to Japanese Law(日本法入門)」(Hokkaido Summer Institute 2017)の内 2 コマ、「グローバル基礎科目(留学を考える)」(国際連携機構・高橋彩教授)の内 2 コマ(同一内容)に出講した。

## 論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
節度ある職権介入の構想——大正民事訴訟法改正における職権証拠調と当事者訊問	北大法学論集	平 29	1-42
学界回顧 2017 法制史(西洋法制史 3 中世・近世)	法律時報	平 29	239-240